

第3 主要施策の成果

- 3 - 1 成果の概要
- 3 - 2 分野別決算一覧
- 3 - 3 政策・施策・主要事業の現状と課題
 - 1．安全・安心分野
 - 2．みどり・環境分野
 - 3．健康・福祉分野
 - 4．産業経済・区民生活分野
 - 5．自律・教育分野
 - 6．区政経営分野

成果指標について

<平成 22 年度の施策の成果指標 > 及び主要事業の概要の【成果指標】は、原則として平成 22 年度の実績及び目標数値を示す。

政策・施策体系に掲載した事務事業名の凡例

例示 まちづくりの基本方針の推進

実

特別会計 ... 特別会計事業

実 実施計画事業

主要事業の概要**頁

... 各分野の主要事業の概要に主な取組、成果指標、評価・課題などを記載した事業の掲載頁

施策体系の用語

【(参考)人件費相当額】...行政評価における一人あたり平均人件費を基に算定した額

【総事業費】...歳出決算額に(参考)人件費相当額を加えた額

地方自治法第233条第5項の規定に基づき平成22年度における
主要な施策の成果を提出します。

平成23年9月

杉並区長 田 中 良

3 - 1 成果の概要

平成22年度 主要施策の成果について

1 平成22年度の社会経済情勢と区政の動向

平成22年度の日本経済は、世界経済の緩やかな回復に加え、各種政策効果などを背景に、前半にかけては持ち直してきましたが、海外経済の減速懸念やエコカー補助など政策効果の終了等により、秋以降、足踏み状態に転じ、先行きの不透明感が強まってきました。年明けからは、輸出や生産が増加基調に転じるなど、一部に持ち直しの動きがみられました。

平成22年度は、前半の個人消費が好調であったことなどから、国内総生産（GDP）は、実質で2.3%、名目で0.4%と3年ぶりのプラス成長となりました。しかし、平成23年3月に発生した東日本大震災の影響、また、海外経済の動向などにより、今後の企業の生産活動の低下や収益等への影響が懸念されています。

区の平成22年度予算編成においては、世界的な経済危機の影響が区税収入や都区財政調整交付金等の大幅な減収となって及ぶものと想定し、特別区税585億円（対前年度当初予算比31億円減）、特別区財政交付金325億円（同12億円減）と見込むとともに、区民生活や雇用不安に対して前年度に引き続きプレミアム付商品券の発行支援をはじめとした緊急経済対策を講じました。

平成22年度歳入決算では、特別区税は587億円とほぼ見込みどおりとなりました。特別区財政交付金は338億円と見込みを多少上回ったものの平成20年度決算額の391億円を大幅に下回っています。

平成22年度は、「すぎなみ五つ星プラン」に掲げた区のあるべき姿「人が育ち 人が活きる杉並区」を実現する最終年にあたり、目標実現に向けた施策の推進に努めました。

また、平成22年7月の区長交代により、新区長の公約実現をはじめとした施策を進めました。

主な成果について、以下のとおり「すぎなみ五つ星プラン」の体系別に紹介します。

<安全・安心分野> 荻窪駅及び高円寺駅の周辺整備、耐震改修促進、都市計画道路の整備、防災施設整備など

<みどり・環境分野> 桃井原っぱ公園等の地域公園の整備、住宅用太陽エネルギー利用機器助成等の省エネ行動の推進など、

<健康・福祉分野> 子ども手当の支給、保育に関する安全・安心プランの実施による保育需要への対応、高齢者実態調査等の高齢者保健福祉施策の推進、障害者の就労支援事業など、

<産業経済・区民生活分野> プレミアム付商品券の発行支援等の商店街振興対策、緊急経済対策融資等の中小企業・団体等に対する支援、雇用創出のためのふるさと雇用再生特別交付金事業や緊急雇用創出臨時特例交付金事業など、

<自律・教育分野> 天沼小学校の建設や松溪中学校の改築、小・中学校の耐震改

修、小・中学校の空調設備整備、私立幼稚園等園児保護者の経済的負担軽減のための私立幼稚園等教育支援など、
< 区政経営分野 > 新たな基本構想策定のための審議会の設置、杉並版事業仕分けの実施、防犯対策の推進など

加えて、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災により被災した福島県南相馬市に対して、物資の提供や被災者の受け入れなど、災害時相互援助協定に基づき支援を行いました。また、同じく区と災害時相互援助協定を締結している群馬県東吾妻町、新潟県小千谷市、北海道名寄市と連携し、南相馬市に対する様々な支援に取り組むとともに、その他の被災地等への職員派遣を行っています。

2 平成 22 年度決算の概要

(1) 予算編成方針

平成 22 年度の当初予算編成にあたっては、区民に最も身近な基礎自治体として、これまでの杉並改革での成果を活用し、区民生活の足元をしっかりと固めるとともに、杉並区の末永い繁栄のため、「杉並改革で、明日を拓く」予算として、「基金を活用し、起債ゼロで前年度規模の予算を確保」、「足元を固めて、明日を拓く」、「人づくり、まちづくりで明日を拓く」、「百年の計で明日を拓く」、「新たな行財政改革で明日を拓く」を基本に編成しました。

(2) 決算の特徴

平成 22 年度の一般会計及び特別会計の収支状況は、【表 1】【表 2】のとおりです。

一般会計

歳入総額の 1,615 億 7,832 万円に対して、歳出総額は、1,536 億 4,896 万円で、形式収支は 79 億 2,936 万円となっています。対前年比で歳入は、52 億 5,222 万円の増 (3.4%)、歳出は、40 億 9,141 万円の増 (2.7%)、形式収支は、11 億 6,081 万円の増 (17.2%) となりました。

歳入では、特別区税の減 (34 億 6,563 万円)、定額給付金の事業終了による国庫支出金の減 (26 億 2,756 万円)、繰越金の減 (13 億 9,716 万円) などがあるものの、財政調整基金の取崩し等による繰入金の増 (59 億 1,523 万円)、学校施設整備のための特別区債の皆増 (23 億 5,800 万円)、特別区財政交付金の増 (20 億 9,268 万円)、子ども手当費負担金の皆増等による都支出金の増 (14 億 5,517 万円) などにより対前年比で増となっています。

歳出では、定額給付金の終了による補助費の大幅減 (88 億 3,482 万円)、公債費の減 (30 億 5,783 万円)、物件費の減 (4 億 2,365 万円)、人件費の減 (1 億 7,329 万円) などがあるものの、子ども手当の支給等による扶助費の増 (71 億 3,138 万円)、減税基金の創設等による積立金の増 (59 億 2,912 万円)、天沼小学校の建設や松溪中学校の改築等による投資的経費の増 (28 億 2,119 万円) などがあり対前年比で増となっています。

なお、形式収支、実質収支とも黒字となっています。

【表 1】一般会計の収支状況

(単位：百万円、%)

区 分	平成 22 年度		平成 21 年度		
	決算額	対前年度比	決算額	対前年度比	
歳入総額	A	161,578	103.4	156,326	97.9
歳出総額	B	153,649	102.7	149,558	98.7
形式収支	C(A - B)	7,929	117.2	6,769	82.9
翌年度へ繰り 越すべき財源	D	553	120.4	459	172.6
実質収支	E(C - D)	7,377	116.9	6,310	79.9

百万円未満四捨五入

「21 世紀ビジョン」に描かれた将来像と「基本計画・実施計画」の目標を実現するために、「実施計画」に定められた施策を可能な限り予算化し、決算ベースでは 94.5%となっています。

また、「第 4 次行財政改革実施プラン」に掲げた取組項目に取り組んだ結果、財政効果額は決算ベースで約 42 億 6 千万円となり、計画を上回る財政効果を得ることができました。

【表 2】特別会計の収支状況

(単位：百万円)

区 分		国民健康保険 事業会計	老人保健 医療会計	用地会計	介護保険 事業会計	後期高齢者 医療事業会計
歳 入	予算現額	48,631	52		30,304	10,771
	収入済額	48,437	38		30,103	10,427
	予算現額と収入 済額との比較	194	14		201	344
	収入率(%)	99.6	73.4		99.3	96.8
歳 出	予算現額	48,631	52		30,304	10,771
	支出済額	46,821	38		29,766	10,090
	執行残額	1,810	14		538	681
	執行率(%)	96.3	73.4		98.2	93.7

百万円未満四捨五入

(3) 財政の健全化と財政指標

これまで区は、強固で弾力的な財政基盤を確立していくという観点から、「第 4 次行財政改革実施プラン(平成 20~22 年度)」に基づき、財政健全化の目標として経常収支比率を平成 22 年度までに 80%以下とすることを掲げるとともに、公債費負担の軽減については、区債残高を平成 22 年度末に 80 億円以下、平成 23 年度末にはゼロとするため計画的な縮減に取り組んできました。

しかし、リーマンショック以降の景気低迷から区財政を取り巻く環境は一段と不透明な状況が続き、これまでのように起債に頼らない財政運営はもはや限界に来ているとの判断から、金利の状況や起債に適する事業か否かを個別に検討した結果、小・中学校の建設・改築事業に充当するため平成 22 年度は区債発行を行いました。

平成 22 年度の行財政改革の新たな取組としては、新区長の下、すべての施策及び事務事業について、その必要性や執行体制・方法について検証を行い、「見直すべきもの」、「発展・継承すべきもの」、「新たに取り組むべきもの」に分類するとともに、事務事業等の外部評価（杉並版「事業仕分け」）を実施し、その結果を平成 23 年度予算に反映しました。

基金について

平成 22 年度は、景気低迷による特別区税等の減収がある中で、区民生活の安全・安心のセーフティーネットを万全なものとするため財政調整基金を 58 億円余、小・中学校の施設整備等のため施設整備基金を 33 億円取り崩しました。また、利率の高い建設債の一部の繰上償還し、後年度の負担を軽減するため、減債基金を 12 億円余取り崩しました。このことにより、平成 22 年度末の基金残高は、財政調整基金は 202 億円、施設整備基金は 106 億円余、減債基金はゼロとなっています。

特別区債残高について

特別区債残高は、平成 12 年度末の 942 億円をピークに、その後、減税補てん債の発行額の圧縮や満期一括償還を行ったことなどにより、着実な減少に努めてきました。平成 22 年度は、建設債の一部を繰上償還した結果、平成 22 年度末の特別区債残高は 165 億円となり、前年度に比べて 14 億円の削減を行いました。

以上のように、厳しい財政状況の下での財政運営の結果、主な財政指標は次のとおりです。

経常収支比率

財政の弾力性を示す指標である経常収支比率は、84.0%となり、前年度の 83.0%を 1.0 ポイント上回りました。これは、景気の低迷等による一般財源が大きく落ち込んだことが主たる要因となったものです。

実質収支比率

標準財政規模に対する実質収支額の割合を示す実質収支比率は、6.5%となり、前年度の 5.2%を 1.3 ポイント上回りました。

公債費比率

公債費比率は、2.1%となり、前年度の 2.8%を 0.7 ポイント下回りました。

3 財政健全化法に基づく指標（健全化判断比率）

（1）地方公共団体の財政の健全化に関する法律

平成 19 年 6 月に地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）が制定されました。この法律は、現行の地方財政再建制度を抜本的に見直し、新たな財政指標の整備とその開示の徹底を図るとともに、財政の早期健全化や再生のための新しい制度を整備することにより、地方分権時代にふさわしい地方の自己規律による財政の健全化を推進するものです。

この法律で新たに設けられた財政指標は、「実質赤字比率」、「連結実質赤字比率」、「実質公債費比率」、「将来負担比率」の4つの指標です（この4指標を「健全化判断比率」といい、また、「将来負担比率」を除く3つの指標を「再生判断比率」といいます。）。健全化判断比率のいずれかが一定基準（この基準を「早期健全化基準」と言います。）以上の場合には、財政健全化計画を定めなければならないとされています。また、再生判断比率のいずれかが一定基準（この基準を「財政再生基準」と言います。）以上の場合には、財政再生計画を定めなければならないとされています。

「財政の早期健全化」段階は、各自治体の自主的な改善努力による財政の健全化を行なう段階ですが、更に財政状況が著しく悪化した「財政の再生」段階になると、財政再生計画に総務大臣の同意を得ていない場合には、一定の事業を除き、地方債の起債制限を受けるほか、財政再生団体の財政運営が計画に適合しないと認められる場合等においては、総務大臣は予算の変更等の措置を勧告できるなど、国等の関与による確実な再生を担保すべき段階とされており、

（2）健全化判断比率

平成22年度決算に基づく健全化判断比率は、【表3】のとおりです。

【表3】 (単位：%)

	杉並区	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	-	11.25	20.00
連結実質赤字比率	-	16.25	35.00
実質公債費比率	2.5	25.0	35.0
将来負担比率	-	350.0	

3年間の経過的な基準（市町村は40% 40% 35%）を設ける。

実質赤字比率

実質赤字比率は、一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率です。対象となる会計は、一般会計です。

平成22年度一般会計の実質収支額は73億7672万7千円の黒字であり、計算上の比率はマイナス6.47%となりますが、実質赤字額がないため「-」と表記しています。なお、杉並区に適用される早期健全化基準は11.25%、財政再生基準は20%となります。

連結実質赤字比率

連結実質赤字比率は、全会計を対象とした実質赤字額（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率です。対象となる会計は、一般会計のほか、国民健康保険事業会計、介護保険事業会計、老人保健医療会計、後期高齢者医療事業会計の4つの特別会計です。

平成22年度の連結の実質収支額は96億6774万6千円の黒字であり、計算上の比率はマイナス8.49%となりますが、連結実質赤字額がないため「-」と表記しています。なお、杉並区に適用される早期健全化基準は16.25%、財政再生基準は30%となります。（ただし、財政再生基準については、平成21年度から23年度の3年間は経過措置があります。）

実質公債費比率

実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率（3カ年の平均）です。

平成22年度の実質公債費比率はマイナス2.5%となりました。なお、杉並区に適用される早期健全化基準は25%、財政再生基準は35%となります。

将来負担比率

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率です。

平成22年度の将来負担比率は、将来負担額よりも充当可能財源が上回ることから分子がマイナスとなり、計算上の比率はマイナス99.7%となりますが、将来負担額がないため「-」と表記しています。なお、杉並区に適用される早期健全化基準は350%となります。

4 今後の財政運営に向けて

平成23年3月11日に発生した東日本大震災の影響は大きく、生産活動の停滞や消費の落ち込みにより平成23年1～3月期の実質国内総生産（GDP）は前期比0.9%減、年率換算で3.5%減となりました。

平成23年7月の政府見解は、「景気は、東日本大震災の影響により依然として厳しい状況にあるなかで、このところ上向きの動きがみられる」としていますが、「電力供給の制約や原子力災害及び原油高の影響に加え、海外経済の回復がさらに緩やかになること等により、景気が下振れするリスクが存在する。また、デフレの影響や、雇用情勢の悪化懸念が依然残っていることにも注意が必要である」としており、予断は許されない状況です。

このような経済情勢の下で、今後の区財政においては、たとえ景気が一時的に上向いたとしても、かつてのような税収の好転はもはや見込めず、引き続き厳しい財政状況が続くものと想定されます。また、国の東日本大震災等に要する財政負担の状況や「社会保障と税との一体改革」の動向、さらに、都区制度の関係においては、都区の事務配分や区域のあり方をめぐる検討など、先行き不透明な状況にあります。これらの動きを注視しつつ、今後とも引き続き慎重な財政運営に努めていく必要があります。

都区財政調整協議

平成23年度の都区財政調整協議は、景気の先行きが不透明な状況を反映して、前年に引き続き大変厳しい財源状況が見込まれる中での協議となりました。引き続き厳しい財源状況にどのように対応するか、また、三位一体改革に伴う激変緩和措置が終了することによる特別交付金のあり方、並びに現行制度上の諸課題の解決が焦点となりました。

協議の結果、新規算定は、地上デジタル放送対応経費の1項目、算定改善等は、賦課徴収費など18項目、その他、財源対策として、大規模改修経費等への臨時的起債充当など2項目が反映されることとなりました。また、特別交付金の算定については、算定項目の細分化等の見直しを行うこととなりました。

今後の都区のあり方については、平成 19 年 1 月に都区協議会の下に設置された「都区のあり方検討委員会」が平成 21 年度末まで 7 回開催され、その結果を受けて、平成 22 年度は、検討対象とした 444 項目の事務について、都と区の具体的な事務配分の方向付け等が「都区のあり方検討委員会幹事会」において検討されました。その結果、区への移管を検討する事務として 53 項目が方向づけられました。

区としては、都区制度改革を動かす鍵は、「何のために改革を行なうか」という改革の原点に立ち返り、都区双方が実質的な議論を十分に積み重ねることにあると考えています。特別区においては、今後も基礎自治体としての自覚と誇りを持って、今後の都区のあり方について真正面から取り組み、東京における真の自治の確立を目指していくこととしています。